

宇陀市スポーツ推進委員の職務に関する規則(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員(以下「推進委員」という。)の職務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 推進委員は、住民のスポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
 - (2) 住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。
 - (3) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
 - (4) 市立学校、公民館等の教育機関その他市の行政機関が行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
 - (5) 宇陀市に所在するスポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
 - (6) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。
- 2 推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(定数)

第3条 推進委員の定数は、20人以内とする。

(任期)

第4条 省略

(服務)

第5条 推進委員は、相互の連絡を密にし、協力しなければならない。

2 推進委員が、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規定に従わなければならない。

第6条 推進委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

以下省略